

認知症高齢者グループホームの家賃等助成制度 開始のお知らせ

大和市では、認知症になってもその方の能力に応じ、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、認知症高齢者グループホームで生活する方が、一定の基準を満たす場合にグループホームの家賃・食費・居住費（以下、「家賃等」といいます）の一部を助成する制度を開始します。

1. 適用開始

- ・平成 29 年 8 月利用分から

2. 助成対象者

- ・次の①～⑥全てに該当する、大和市介護保険被保険者

- ① 介護保険料が第 1～第 4 段階である
- ② 生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給していない
- ③ 市町村民税を課税される者の扶養を受けていない
- ④ 市町村民税を課税される者と生計を一にしていない
- ⑤ 本人および同じ世帯内の方が自らの居住用以外の不動産や一定額（独居世帯で 150 万円、一人増えるごとに 50 万円を加算した額）以上の預貯金などを有していない
- ⑥ 大和市に 3 か月以上住民登録をしている

※収入・資産や個人状況を申請書類等により審査し、世帯全員の収入合計額が、生活保護基準未満と判断された場合に助成対象となります。

3. 助成金額等

- ・グループホームの家賃等の合計額について、月額 3 万円を上限として助成します。（1 か月の家賃等の自己負担額が 3 万円に満たない場合は、実際に負担した額が助成金額となります。）
- ・月の途中で入所したり、退所したりした場合など利用期間が 1 か月に満たない月は助成対象となりません。

4. 申請方法等

【手続1】家賃等助成認定の申請 《利用者 → 市》

- ・助成金の交付を希望する場合には、助成対象者の要件に該当していることを確認するため、「大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定申請書」に次の書類を添付して市へ提出してください。
 - ① 預金通帳の写し
 - ② 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知証、確定申告書の写し等収入を証する書類
 - ③ 不動産その他の資産を有している場合はそれを証する書類
- ・市は申請内容を確認し、その結果を「家賃等助成認定通知書」により、通知します。（認定通知書の有効期間は翌年の7月31日までとなります。更新を希望する場合は、毎年更新の申請が必要です。）

【手続2】家賃等助成認定通知書の提示 《利用者 → 事業者》

- ・グループホームを利用する際に「家賃等助成認定通知書」をグループホーム事業者に提示してください。
- ・グループホーム利用料は、あらかじめ市の助成金額を差し引いた額をグループホームの事業者に支払いしてください。

【手続3】家賃等助成金の支給申請 《利用者 → 事業者 → 市》

- ・その年度で初めて助成金の交付を受ける場合には、サービスを利用した月の翌月1日～10日までに、グループホーム事業者を経由して「大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金支給申請書」を市へ提出してください。
(助成金支給申請書は毎年度に1回提出が必要です。)
- ・市は事業者からの報告を受けて、助成金額を決定し、直接事業者に支払います。

5. 書類の提出・問い合わせ先

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

大和市健康福祉部介護保険課給付担当（大和市役所本庁舎1階）

受付時間：平日午前8時30分から午後5時

電話：046（260）5168 ファクス：046（260）5158